

松阪市開発 第 KK15030014-350-02 号

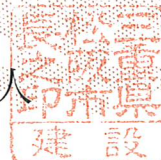
複製

三重県松阪市高町201番地2
株式会社モリハウス建設 様

令和 4年 3月23日付けで申請のありました下記の開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定により、別紙の条件を付して許可します。

令和 4年 4月 4日

松阪市長 竹 上 真 人



開発区域に含まれる土地の所在地、地番
三重県松阪市郷津町251番1ほか28筆ほか
予定建築物等の用途
一戸建専用住宅
土地の面積
4,941.03平方メートル

複製

松阪市開発 第 MT15030011 号

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条の規定により三重県開発審査会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松阪市を被告として（訴訟において松阪市を代表する者は松阪市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。



新
州

申
渡

複 写